

『大台町太陽光発電設備等設置費補助金』に関するよくあるご質問

1. 対象となる住宅・申請者について

Q1:現在住んでいる住宅(既設住宅)への設置は対象となりますか？

A: 対象となります。

Q2:別荘への設置は対象となりますか？

A: 対象外となります。申請者ご自身が居住する住宅(住民登録のある住宅)の敷地外に設置するものは対象になりません。

Q3:カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか？

A: 申請者が居住する住宅の敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の30%以上を、その住宅の敷地内で自家消費していただく必要があります。

Q4:野立て(地面に設置するタイプ)の太陽光発電設備は対象となりますか？

A: 対象外となります。

Q5:これから住宅を新築し、大台町外から転入予定ですが対象となりますか？

A: 対象となります。申請時に町外にお住まいの方でも、新築に合わせて設備を設置し転入される場合は申請可能です。ただし、実績報告の時点で大台町の住民(住民登録が完了していること)であることが確認できる必要があります。

Q6:店舗と住居が一緒になった「併用住宅」への設置も補助対象になりますか？

A: 対象となる場合があります。ただし、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ・併用住宅の屋根に「住民(個人)」の立場で全ての費用を負担して設備を設置すること
- ・発電した電力の30%以上を「家庭用の電力」として自家消費すること
- ・残りの電力を店舗で消費(または売電等)する場合、明確に家庭用と店舗部分の消費電力が確認・区分できること

※本補助金は「住民」向けのため、事業者(店舗等)として負担した費用は補助対象外となります。

2. 設備の要件・能力について

Q7:太陽光発電設備の能力(kW)が、パネルとパワーコンディショナーで異なる場合はどうなりますか？

A: パネル(モジュール)とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。なお、どちらか一方のみを設置する場合は補助対象外です。

Q8:太陽光発電設備などの能力の小数点以下の処理はどうすればよいですか？

A: 太陽光パネルは、小数点以下を「切り捨て」、蓄電池は、小数点以下第2位を「切り捨て」としてください。

Q9:ポータブル蓄電池は補助対象となりますか？

A: 対象外となります。本補助金は「定置用」であり、平時に充放電を繰り返すことを前提とした「系統連系タイプ」であることが条件です(供給先が100VコンセントやUSBのみの機器は不可です)。

Q10:蓄電池の能力は「定格容量」と「実効容量」のどちらを使いますか？

A: 補助金額の算定には、原則としてカタログ等に記載されている「定格容量」の数値を用いてください。

※カタログに定格容量の記載がない場合は、蓄電容量(単電池の定格容量×公称電圧×単電池の数)を用いることも可能です。メーカーへの問い合わせは必須ではありません。

Q11:蓄電池の規格や導入実績はどのように証明すればよいですか？

A: 以下の基準で確認します。

導入実績について:ホームページやカタログ等で、一般市場で販売されていることが確認できれば対象となります。

JIS規格等について:要綱に定める規格への準拠確認が困難な製品でも、SII(環境共創イニシアチブ)で認証・登録を受けている蓄電池であれば、安全基準を満たす対象製品と判断します。

3. 補助金額の計算・費用について

Q12:太陽光発電設備の価格が補助要件(7万円/kW)を下回る場合はどう扱われますか？

A: 実際の価格(工事費込み・税抜き)を対象経費として補助額を算定します。

Q13:ハイブリッド蓄電池の場合、価格はどのように考えればよいですか？

A: ハイブリッド蓄電池は、太陽光のパワーコンディショナーと蓄電池が一体となって「蓄電池」として販売されているため、パワーコンディショナー部分も含めて蓄電池の価格とみなして計算してください。

Q14:蓄電池の補助額はどのように計算しますか？

A: 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)と容量により計算が異なります。計算途中で端数処理をする場合は「切り捨て」を行ってください。以下の計算例をご参考ください。

【計算例】(※交付率上限:15.5 万円/kWh、補助対象となる容量上限:10kWh の場合)

①価格 72.5 万円、容量 5kWh の場合

単価:72.5 万円 ÷ 5kWh = 14.5 万円/kWh(上限 15.5 万円以下)

補助額:72.5 万円 × 1/3 = 24.1 万円(※1,000 円未満切捨て)

②価格 98.5 万円、容量 5kWh の場合

単価:98.5 万円 ÷ 5kWh = 19.7 万円/kWh(上限を超えるため、上限額で計算)

補助額:15.5 万円/kWh × 5kWh × 1/3 = 25.8 万円(※端数切捨て)

③価格 185 万円、容量 12kWh の場合

単価:185 万円 ÷ 12kWh = 15.4 万円/kWh(上限 15.5 万円以下)

補助額:185 万円 × 1/3 × (10kWh / 12kWh) = 51.3 万円(※容量上限 10kWh 分で按分計算・端数切捨て)

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q15:申請時に複数の業者からの見積もりは必要ですか？

A: 適切な設備価格で申請していただくため、複数業者(2社以上)からの見積もり取得を想定しています。やむを得ない理由で 1 社のみの見積もりとなる場合は、理由書の提出をお願いします。

4. FIT(固定価格買取制度)や他補助金との併用について

Q16:FIT(固定価格買取制度)を利用していないことは、どのように証明すればよいですか？

A: 申請時にご提出いただく「電力消費量計画書」で売電計画の有無を確認します。売電を計画している場合は、実績報告時に「電力会社との契約書の写し」をご提出いただき、FIT 売電(一般送配電事業者との契約)でないことを確認します。

また、補助金の交付後も FIT 認定を受けないことをお約束いただく「誓約書」を交付申請時にご提出いただきます。

Q17:FIT を利用せずに売電できる電力会社はどこですか？

A: 例えば「中部電力ミライズ」などがあります(ホームページ等で「固定価格買取制度以外での電力販売申込」などの案内があります)。ただし、営業エリア等の条件がある場合がありますので、ご自身で各電力会社へお問い合わせ・ご確認ください。

Q18:国の他の補助金等と併用することはできますか？

A: 国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などを財源とする他の補助制度について、本補助金と同一の設備に対して補助を併用することはできません。

Q19:蓄電池は国の別の補助金を受け、太陽光発電設備のみを本町の補助金で申請することはできますか？

A: 可能です。蓄電池のみ別補助を受け、太陽光発電設備について国の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本町の補助対象とすることができます。

5. 事業の完了・実績報告について

Q20:どのような状態になれば「事業完了」となりますか？

A: 設備の引き渡し完了し、工事代金等の支払いがすべて済んだ時点を指します。
また、原則として電力会社との売電契約等が締結され、電力の供給(系統への連系)ができる状態になっている必要があります。

※電力会社の手続きに時間を要することが、電力会社との協議資料等(書面)で確認できる場合は、連系前でも完了とみなす例外があります。

Q21:実績報告書に設備の「保証書」を添付するのはなぜですか？

A: 設置された設備が中古品ではなく、仕様を満たした新品であることを確認するためです。お手元に届いた保証書は大切に保管し、実績報告時に写しをご提出ください。